

東大阪市教育委員会令和元年5月定例会

1 日 時 令和元年5月20日（月）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時42分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 （委員）

教育長	土 屋 宝 土
委 員	村 上 靖 平
委 員	山 中 雅 仁
委 員	秦 卓 宏

（出席説明員）

教育次長	大 原 俊 也
教育次長	諸 角 裕 久
教育総務部長	北 林 康 男
学校教育部長	岩 本 秀 彦
社会教育部長	福 原 信 吾
学校教育部参事	森 田 好 一
教育政策室長	山 本 清 弥
小中一貫教育推進室長	出 口 博 文
教育総務部次長	杉 本 篤 史
学校教育部次長	来 田 茂
人権教育室長	竹 中 重 雄
教育センター所長	根 井 加 奈 美
社会教育部次長	安 井 晶

（出席補助説明員）

施設整備課長	高 橋 伸 吾
学校教育推進室次長	西 野 要

4 議 事

(土屋教育長)

ただ今から、東大阪市教育局令和元年5月定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は山中委員にお願いいたします。

なお、堤教育長職務代理者におかれましては、本日の会議を欠席する旨の届出がされておりますので、ご報告致します。

それでは、議事を進めてまいります。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第23号 市立布施中学校敷地変更の件」から日程第8「報告第4号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。

それでは、ここでお諮りいたします。

日程第6「議案第28号 いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づく調査の件」及び日程第7「議案第29号 再審請求に関する件」並びに日程第8報告第4号中「臨時代理処理第12号 懲戒処分の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、あらかじめ非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、本案件の審議につきましては、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議することといたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

(大原教育次長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第23号 市立布施中学校敷地変更の件」につきましては、平成28年3月末で市立太平寺中学校が廃校となって以来、当該敷地については市立布施中学校の第二グラウンドとして利活用してきましたが、今般、当該敷地の西側部分について有効活用することが決定した為、市立布施中学校敷地の面積を変更するものでございます。

日程第2「議案第24号 東大阪市教育局給食調理等業務委託事業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、市立玉串共同調理場及び成和小学校の給食調理等の業務委託事業者の選定をプロポーザル方式により実施するにあたり、東大阪市教育局給食調理等業務委託事業者選定委員会規則第2条の規定に基づき、委員10名を委嘱及び任命するものでございます。委嘱任命期間につきましては、令和元年5月20日から委託事業者決定までとなっております。

続きまして、日程第3「議案第25号 東大阪市教育局就学援助認定審査委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、同委員の任期が令和元年5月31日で満了いたしますことから、7名を委嘱及び任命するものでございます。委嘱任命期間につきましては、令和元年

6月1日から令和3年5月31日まででございます。

続きまして、日程第4「議案第26号 東大阪市立長瀬青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」につきましては、人事異動に伴い、委員3名を解任し、後任の委員3名の任命を行うものでございます。任命期間につきましては、令和元年5月20日から令和元年11月30日までで、前任者の残任期間となっております。

続きまして、日程第5「議案第27号 東大阪市立荒本青少年運動広場運営委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、同委員の任期が令和元年6月30日で満了いたしますことから、7名を委嘱及び任命するものでございます。委嘱任命期間につきましては、令和元年7月1日から令和3年6月30日まででございます。

続きまして、日程第8「報告第4号 委員会付議事項 臨時代理処理の件」につきましては、急施を要し、委員会に付議する暇がございませんでしたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

「臨時代理第13号 東大阪市立学校結核対策審議会委員委嘱及び任命の件」につきましては、同審議会委員が平成31年4月30日付けで任期満了となりましたことから、後任の委員について、平成31年4月26日付けで委嘱及び任命したものの報告でございます。委嘱任命期間は令和元年5月1日から令和3年4月30日までとなっております。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定・ご承認を賜われますようお願いいたします。

（土屋教育長）

それでは、ただいまの日程第1「議案第23号」から日程第8「報告第4号」までの内、日程第6「議案第28号」及び日程第7「議案第29号」並びに日程第8 報告第4号中「臨時代理第12号」を除く案件につきましては、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

（土屋教育長）

議案第23号の市立布施中学校敷地変更の件について、有効活用というのは売却するということですか。

（高橋施設整備課長）

売却するか貸すかというのは市長部局の管財室が主体となって考えていくことですので、施設整備課としては、有効活用をするということに留めております。

（土屋教育長）

学校敷地であったものを学校敷地から切り離すということによろしいですか。

（高橋施設整備課長）

そのとおりです。

(土屋教育長)

他にございませんか。

(各委員)

(なしの声あり)

(土屋教育長)

それでは、ただいまの日程第1「議案第23号」から日程第8「報告第4号」までの内、日程第6「議案第28号」及び日程第7「議案第29号」並びに日程第8 報告第4号中「臨時代理第12号」を除く案件につきまして、いずれも原案のとおり、可決及び承認することにご異議ございませんか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。

日程第1「議案第23号」から日程第8「報告第4号」までの内、日程第6「議案第28号」及び日程第7「議案第29号」並びに日程第8 報告第4号中「臨時代理第12号」を除く案件につきましては、いずれも原案のとおり、可決及び承認することと決しました。

(土屋教育長)

次に、口頭報告をお願いいたします。

(教育政策室より概要を一括報告)

学校教育推進室	8件
人権教育室	1件
社会教育課	2件
青少年スポーツ室	10件
文化財課	2件

(土屋教育長)

この際ですのでご質問ご意見等はございませんか。

(各委員)

(なしの声あり)

(土屋教育長)

それでは、これから審議を行う日程第6「議案第28号」及び日程第7「議案第29号」並びに日程第8 報告第4号中「臨時代理第12号」につきましては、非公開とさせてい

ただきますので、傍聴者の方は退席をお願いいたします。また、初めに審議いたします日程第6「議案第28号」につきましては、学校教育部にかかる案件ですので、教育次長、学校教育部の説明員を除き、退席してください。

- 非公開審議 -

(土屋教育長)

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。

本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。

それでは次回の日程を事務局よりお願いします。

(事務局より)

令和元年6月定例会につきましては、令和元年6月17日(月)午後2時 開会を予定しております。

(土屋教育長)

それでは、これをもって、令和元年5月定例教育委員会を閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大変ご苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土 屋 宝 土
東大阪市教育委員会委員	山 中 雅 仁